

## ■放課後児童支援員の資格要件の証明書類の例

札幌市児童福祉法施行条例第138条の9第3項に掲げる資格要件		証明書類
第1号	保育士の資格を有する者	保育士証、保育士（保母・保父）資格証明書、保育士試験合格通知書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士養成課程修了証明書など
第2号	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証、社会福祉士試験合格通知書など
第3号	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	高等学校卒業程度の証明書（卒業証書など） および 児童福祉事業に2年以上従事した実績証明書（実務証明書など）
第4号	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭の免許状を有するもの
第5号	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	《社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学》のうち、いずれかを専修したことがわかる、国内の大学の卒業証明書（卒業証書など）
第6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	大学において、《社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学》のうち、いずれかを専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への飛び入学が認められた証明書
第7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	《社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学》のうち、いずれかを専攻したことがわかる、大学院の卒業証明書（卒業証書など）
第8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	《社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学》のうち、いずれかを専修したことがわかる、外国の大学の卒業証明書（卒業証書など）
第9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	高等学校卒業程度の証明書（卒業証書など） および 放課後児童健全育成事業の類似する事業に2年以上かつ2,000時間以上従事した実績証明書（実務証明書など）
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	放課後児童健全育成事業に5年以上従事した実績証明書（実務証明書など）